

諮詢第 12 号の答申（案）
2010 年世界農林業センサスの計画について

本委員会は、農林水産省が 2010 年に実施を予定している農林業センサス（指定統計第 26 号を作成するための調査。以下「今回センサス」という。）の計画について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 承認の適否とその理由等

(1) 適否

計画を承認して差し支えない。

なお、計画の実施に際しては、以下の理由等に留意することが必要である。

(2) 理由等

ア 調査体系

2005 年農林業センサス（以下「前回センサス」という。）において付帯調査として実施した「農村集落調査」（統計報告調整法（昭和 27 年法律第 148 号）の規定に基づく統計報告の徴集）を廃止し、同調査で把握していた農業集落のコミュニティ活動に関する事項を、「農業集落調査」において把握する計画である。

これについては、調査体系を整理するとともに、農村地域の再生及び活性化のための施策を推進する上で必要な事項を継続して把握するものであり、適当である。

イ 調査方法

「市区町村調査」の調査方法を農林水産省職員による調査から郵送調査に、同じく、「農業集落調査」の調査方法を調査員調査に、それぞれ変更し、面接聞き取り調査から自計申告調査に変更する計画である。

国の行政組織等の減量・効率化の推進に基づき、農林水産統計分野の定員が大幅に縮減されることから、職員調査の廃止はやむを得ない対応である。

「農業集落調査」において、調査客体である農業集落精通者からの申出があった場合には、調査員による面接聞き取りも可能としており、調査精度を維持するための措置が講じられることから、自計申告調査への変更は適当である。

ただし、「市区町村調査」については、統計調査等業務の業務・システム最適化計画（平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえ、調査業務の円滑な実施及び効率化に資するため、オンラインによる報告も可能とする必要がある。

ウ 調査事項

調査客体の負担の軽減や、個人情報保護意識の高まりに伴う業務記録情報の利用の制約及び調査客体への配慮のため、農林業及び農山村の基本構造の把握に重点化し、今回センサスの調査事項を大幅に削減又は簡素化することについては、やむを得ない対応である。

しかしながら、「農林業経営体調査」については、次のとおり当初計画を修正する必要がある。

(ア) 農業構造の変化をより的確に把握する上では、農作業を受託する側だけではなく、委託側の情報も把握することが重要であることから、農作業の委託に関する事項を引き続き調査すること。

(イ) 実額の把握から階級別の把握に変更した「農産物の販売金額」、「農作業の受託収入額」等について、経営の大規模化の状況を把握する上で重要な情報となることから、「5 億円以上」の範囲については、より具体的な数値の把握が可能な方法に変更すること。

(ウ) 農業における高付加価値化の取組を把握する上では、流通面での各農業経営体の取組を把握することが重要であることから、農産物の出荷先に関する事項を引き続き調査し、出荷先の区分を流通の多様化の状況の把握が可能なものに変更するとともに、海外に農産物の輸出を行う農業経営体の取組を把握する項目を、「農業経営の特徴」に追加すること。

工 集計事項

集計事項については、調査事項の変更を踏まえ、変更を行う計画であるが、「農林業経営体調査」については、上記ウで追加する調査事項に対応する集計結果表を作成するとともに、農業及び林業が密接に関連して行われている中山間地域の実態を明らかにするため、農業と林業を併せて行う農林業経営体の実態を把握するための集計結果表を充実させる必要がある。

才 調査期日等

従来 12月1日としてきた沖縄県の調査期日について、他の都道府県と統一し、2月1日とすることについては、沖縄県のさとうきび農家の減少など、同県の農業の状況が変化し、他と区分する必要性が低下したことを踏まえたものであり、調査業務の効率化に資するものもあることから、適当である。

また、北海道、沖縄県と他の都府県とで異なっていた「農林業経営体調査」の調査票を、地域による区分をなくし、一つの調査票に整理することについては、調査事項の見直しに合わせ、調査業務の効率化を図るものであり、全国共通の調査結果の表章を可能とするものもあることから、適当である。

2 今後の課題

(1) 「農林業経営体調査」におけるインターネットを利用した申告も可能とする措置については、農林業経営体の大部分を占める農家におけるインターネットの利用状況を踏まえると、今回センサスでは対応しないことはやむを得ない。

しかしながら、農家におけるインターネットの利用動向を踏まえ、「農林業経営体調査」について、今後、インターネット申告の併用を可能とすることを検討する必要がある。

(2) 農業においては、食料・農業・農村基本計画（平成17年3月閣議決定）に基づき、営農組織の法人化が推進されている。

生産構造及び経営構造の違いから、個人形態の農林業経営体と法人形態の農林業経営体とでは、把握すべき事項に相違するものがある。

このような観点から、同じ法人形態の農林業経営体であっても、株式会社等の会社形態のものと家族経営のものとでは、その構造に差異があることを考慮しながら、「農林業経営体調査」について、農林業経営体の形態に応じ、調査事項に差異を設けた調査票の設計を検討する必要がある。

(3) 農林業センサスにおける「農業集落」は、「農林業経営体調査」の基本的な地域単位として、かつ、「農山村地域調査」の属地的な調査範囲として位置付けられている。この「農業集落」は、農業生産面と生活面が一体となって農業上形成された地域社会を基礎として、農林水産省が市区町村と協議し、調査の地域単位として設定しているものである。

2010年農林業センサスでは、農林業の活動や地域コミュニティ活動などの集落機能を把握することとしているが、今後、社会的なインフラなど、農業集落としての機能を維持する上で有用な情報を利用するため、国勢調査の調査区情報などを活用できるよう、検討する必要がある。

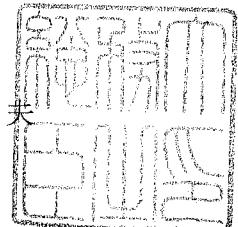


総政企第372号
平成20年11月10日

統計委員会委員長

竹内 啓 殿

総務大臣
鳩山 邦夫



諮問第12号

2010年世界農林業センサスの計画について（諮問）

標記について、平成20年10月31日付け20統計第577号により農林水産大臣から別添「農林業センサスに係る承認について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認に当たり、統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮詢の概要

(2010年世界農林業センサスの計画について)

1 調査の目的等

2010年に実施される農林業センサス（指定統計第26号を作成するための調査）は、我が国の農林行政に係る諸施策及び農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、国際連合食糧農業機関の提唱する「2010年世界農業センサス」の趣旨に従い、各国農林業との比較において我が国農林業の実態を明らかにすることを目的とする。

農林業センサスは1950年以降5年周期で実施されており、西暦の末尾の数字が「0」となる年に実施する場合は「世界農林業センサス」と称する。2010年に実施される農林業センサスは13回目の調査となり、「2010年世界農林業センサス」として実施される。

2 改正の趣旨

2010年世界農林業センサスにおいては、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）等に基づく農林行政の動向を踏まえて、農林業及び農山村の基本構造を把握するため、また、近年の個人情報保護意識の高まり等の調査環境の変化及び国家公務員の総人件費改革に的確に対応して調査を円滑かつ効率的に実施するため、調査方法及び調査項目の見直しを行う。

3 改正内容

(1) 調査方法の見直し

ア 職員による面接聞き取り調査から郵送又は調査員による自計申告調査への移行

「農山村地域調査」について、従来職員による面接聞き取りにより調査を実施してきたが、国家公務員の総人件費改革に伴う農林水産統計分野の定員削減に対応するため、「農山村地域調査」のうち「市区町村調査」については往復郵送調査、「農業集落調査」については調査員調査とし、ともに自計申告調査に移行する。

ただし、「農業集落調査」については、調査対象者からの申出があった場合には、調査員による面接聞き取りによる調査を行う。

イ 調査期日の統一

沖縄県については、主要栽培作物であるさとうきびの収穫作業の繁忙期を考慮して、調査期日を12月1日としてきたが、さとうきび農家の減少、機械化による収穫作業の効率化など、同県の農業の状況が変化し、他の都道府県と区分する必要性が低下したことを踏まえ、調査の効率的な実施の観点から、調査期日を2月1日に統一する。

(2) 調査項目の見直し等

ア 調査項目の簡素化又は廃止

(ア) 「農林業経営体調査」において、調査対象者における調査票への記入の負担軽減を図るため、農林業の基本構造の把握に一層重点化し、調査結果の利活用状況を踏

まえ、全数調査の必要性が高くない項目、他の統計調査で把握可能な項目等については、簡素化又は廃止する。

また、近年の個人情報保護に対する意識の高まりを受け、「世帯員の氏名」の記入を取り止めるとともに、「農産物の販売金額」等について、実額の把握から階級別の把握に変更する。

- (1) 「農山村地域調査」において、調査結果の利活用状況を踏まえ、農山村の基本構造の把握に重点化し、行政記録で把握可能な項目等については、簡素化又は廃止する。

イ 調査項目の追加

「農林業経営体調査」において、農林水産業と商工業との産業間の連携を通じた農山村地域の活性化に資するため、農業以外の業種からの「資本金又は出資金の提供状況」を新たに把握する。

また、「農山村地域調査」の「農業集落調査」において、農山村地域の集落の再生・活性化に資するため、農業集落内の「総戸数」に関する項目を追加する。

さらに、前回農林業センサスの付帯調査として実施した「農村集落調査」（統計報告の徴集）については、調査体系の簡素化の観点から廃止し、調査結果の利活用状況を踏まえ、農業集落の「コミュニティ活動」に関する項目を「農山村地域調査」の「農業集落調査」に追加して引き続き把握する。

ウ 調査票の共通化

「農林業経営体調査」について、調査項目の見直しに合わせ、調査業務の効率化を図るとともに、全国共通の調査結果の表章が可能となるよう、これまで「北海道用」、「都府県用」及び「沖縄県用」の3種類に別れていた調査票を、1種類の調査票に整理する。

2010年世界農林業センサスの概要

農林業の基本構造の把握

農林業に関する統計調査の母集団情報の提供
国際比較が可能な統計の整備（国連食糧農業機関が提唱する「2010年世界農業センサス」の計画への参加）

農林業経営体調査（5年周期）

- 【調査対象】農林業経営体（約488万の調査客・候補のうち約209万）
- 【調査系統】農林水産省 - 都道府県 - 市区町村 - 指導員 - 調査員 - 調査対象
- 【調査方法】調査員による自計申告調査
- 【調査項目】農林業経営体（農林家）数、従事者数、経営耕地面積、保有山林面積、農林産物の生産状況・販売金額、畜産の飼養頭羽数、作業受託面積、農業経営の取組（法人化、環境保全型農業、農業生産関連事業等）

農山村地域調査（5年周期）

- 【調査対象】市区町村（約1,800）
- 【調査系統】農林水産省 - 地方出先機関 - 調査員 - 調査対象
- 【調査方法】郵送による自計申告調査
- 【調査項目】総土地面積、森林・林野面積、産地直売所数
- 農業集落（約14万）
- 農林水産省 - 地方出先機関 - 調査員 - 調査対象
- 調査員による自計申告調査
- 総戸数、総土地面積、耕地面積、農業集落の活動状況（寄り合い、地域資源の保全等）

目的

調査概要

- 食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画検討の基礎資料
- 水田・畑作経営所得安定対策における経営規模の特例要件
- 地方交付税の算定資料
- 特定農山村地域及び振興山村の指定要件
- 農業経営統計調査、作物統計調査等の標本調査への母集団情報
- 国連食糧農業機関への情報提供等

利活用

2010年世界農林業センサスの改正の概要

課題

新たな政策への対応

- ・農林水産業と商工業の産業間連携
- ・農村地域の再生・活性化

調査環境の変化への対応

- ・個人情報保護意識の高まり
- ・調査客体の負担軽減

調査方法の改善

- ・職員調査の見直し
- ・調査業務の効率化

主な改正内容

調査項目の追加

- ・異業種からの農業参入の状況を把握 < 経営体調査 >
- ・農業集落のコミュニティ活動の状況を把握 < 地域調査 >

個人情報への配慮

- ・家族の氏名の記入を取りやめ < 経営体調査 >
- ・販売金額等の把握方法の変更（実額 階級別）< 経営体調査 >

記入負担の軽減

- ・調査項目の見直しと削減 < 経営体調査 (375 2021項目) ・ 地域調査 (69 261項目) >
- ・作付面積等の把握方法を簡素化（品目別面積 総面積）< 経営体調査 >
- ・行政記録情報を活用 < 地域調査 >

調査方法の変更

- ・職員調査（面接聞き取り）を郵送又は調査員調査（自己申告）に変更 < 地域調査 >

調査票及び調査期日の統一

- ・北海道用、都府県用、沖縄県用に別れていた調査票を統一 < 経営体調査 >
- ・沖縄県と他の都道府県で異なつていた調査期日を統一 < 経営体調査 ・ 地域調査 >
- ・農山村地域調査：農林業経営体調査 地域調査、経営体調査：農林業経営体調査

産業統計部会の審議状況について（報告）

第13回産業統計部会結果概要

1 日 時 平成20年12月24日(水)14:00~16:30

2 場 所 総務省第2庁舎 6階特別会議室

3 出席者 舟岡部会長、美添部会長代理、椿臨時委員、佐藤専門委員、納口専門委員、本間専門委員、審議協力者(総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県)、諮問者(會田総務省統計審査官)、調査実施者(木村農林水産省センサス統計室長)他

4 議題 2010年世界農林業センサスの計画について

5 概要

- (1) 第11回産業統計部会の結果の概要等について、會田統計審査官から説明が行われた。
- (2) 前回部会において再度整理することとされた事項について、農林水産省から説明が行われた後、審議が行われた。

「農林業経営体調査」における「農作業の委託」に関する調査事項について、農林水産省から、2010年センサスでは廃止する案が再度示された。これに対し、以下の意見があった。

- ・ 委託の有無のみの把握であれば、客体の大きな負担ではなく、構造的な変化を見る上でも必要な項目と思われる。
- ・ 客体負担の軽減だけの理由で「農作業の委託」を削除することは、失われる情報の大きさを考慮すると、的確な判断ではないのではないか。

審議の結果、農業構造の変化を的確に捉えるため、「農作業の委託」を2010年センサスで把握するよう農林水産省に再検討を求めたところ、農林水産省においても前向きに対応する旨の回答があり、答申案にも記載することとされた。

「農林業経営体調査」における「農産物の販売金額」等の把握方法について、農林水産省から、「5億円以上」に該当する場合には、実額の記入も求める方法に変更する案が示された。これに対し、以下の意見があった。

- ・ 実額を記入する方式に変更することは、統計として利用する上で望ましい。
- ・ 実額把握により、林業においても進んでいる経営の大規模化の実態を把握できる。
- ・ 農業法人であったとしても、実額を聞かれることに抵抗があるのではないか。
- ・ 「5億円以上」に該当する農林業経営体はほとんどが法人組織であると思われ、実額記入に大きな障害はないと思われる。

審議の結果、「農産物の販売金額」等の把握方法の変更については、経営の大規模化を把握する情報が得られることなどから、適当とされた。

「農林業経営体調査」における「農産物の出荷先」に関する調査事項について、農林水産省から、当初の計画を変更し、2010年センサスで把握するとともに、その内容も充実させる案が示された。これに対し、以下の意見があった。

- ・ 出荷先に関する項目を復活していただくのはよいが、その際、出荷先と農作物とを関連付けた集計も行っていただけないとよい。

審議の結果、「農産物の出荷先」に関する調査事項を引き続き把握すること等については、流通の多様化を把握する情報が得られることから、適当とされた。

また、当初計画の見直しにより追加される調査事項については、速やかに集計内容を検討することとされた。

「市区町村調査」における「在村・不在村別私有林面積」に関する調査事項について、農林水産省から、2010年センサスでは廃止する案が再度示された。これに対し、以下の意見があった。

- ・ 適切な森林管理を行う上で、不在村者の山林保有面積は、市町村が把握しておくべきデータと考えるので、森林簿のデータをきちんと整備していただきたい。
- ・ 代替情報として「森林組合一斉調査」（承認統計調査）のデータを挙げているが、これだけでは、森林組合加入率に地域差があること、不在村者の加入率が低いことから、不在村者の山林保有の状況を捉える上でバイアスがかかる。
- ・ 農林業センサスの結果と併せて「森林組合一斉調査」の結果を参考データとして提供するとともに、市区町村別・地域別の組合加入率も提供されればよいのではないか。
- ・ 前回センサスの名簿情報や「法人土地基本調査」の情報の活用などによる情報の把握を、農林水産省として考えていただきたい。

審議の結果、「在村・不在村別私有林面積」に関する調査事項の廃止については、やむを得ないものとされ、ユーザーの利便性を考慮し、「森林組合一斉調査」などの代替データを農林業センサスの結果と併せて提供することが必要とされた。

「農業集落調査」における農業集落の「総戸数」について、農林水産省から、試行調査で把握したデータと国勢調査のデータの比較による検証を行った結果等の説明が行われた。これに対し、特段の意見はなく、双方のデータに大きな離がなかったことから、「農業集落調査」における農業集落の「総戸数」の把握は適当とされた。

また、国勢調査の調査区情報を活用することができれば、農業集落の機能を維持する上で必要な多くの情報が得られることから、その活用に向けた努力が必要とされた。

(3) 残りの論点について、農林水産省から論点に対する考え方方が説明された後、審議が行われた。

集計事項

「農林業経営体調査」に関する集計事項について、農林水産省から、当初予定していた集計結果表に、農業と林業を併せ行う農林業経営体に関する集計を追加する案が示された。これに対し、以下の意見があった。

- ・ 林業経営を支える基盤としての農業の位置付けを把握するため、農業収入と林業収入の関連を明らかにする集計が必要ではないか。

審議の結果、集計結果表の追加は妥当であるが、農業収入と林業収入の関係を明らかにする集計結果表も追加することが必要とされた。

その他

沖縄県と他の都道府県で異なっていた調査期日を2月1日に統一すること、北海道、沖縄県と他の都府県で異なっていた「農林業経営体調査」の調査票を統一することなどにつ

いては、特段の意見はなく、妥当とされた。

(4) 舟岡部会長から、これまでの部会審議を基に作成された「答申（案）」が示され、本日の部会審議の結果を踏まえ審議が行われた。審議の結果、以下の意見があった。

調査事項

- ・ 調査事項を削除する理由がいくつか記載されているが、個人情報保護条例の適用により行政資料が使えなくなったという理由も追加すべきではないか。

集計事項

- ・ 部会審議の結果、追加されることとなった調査事項に対応する集計結果表の作成についても触れておく必要がある。

今後の課題

- ・ 「農林業経営体」の形態（個人・法人別）に応じた調査票の設計に関する課題について、法人形態の「農林業経営体」であっても、会社形態のものから家族経営のものまでがあることを考慮した表現にすべきではないか。
- ・ 国勢調査の調査区情報の活用に関する課題について、農林水産省が独自に「農業集落」を設定しているとの記述があるが、「農業集落」は資源管理の主体として、年月を経て形成されてきたものであるので、記述を修正してもらいたい。
- ・ 国勢調査の調査区情報の活用を課題に追加することはよいが、これは農林水産省だけではなく、国勢調査と一体となってという理解でよいか。
- ・ 国勢調査の調査区情報の活用の検討は、「農業集落」の範囲の見直しということではなく、国勢調査担当部局の協力を得る必要がある場合もあるが、調査区情報の活用方策を幅広に検討いただくものである。

修正意見のあった項目については、実施者側と十分調整した上で、所要の修正を行うこととされ、修正の内容については、部会長に一任することで了承された。

修正した「答申（案）」については、各委員に提示した上で、平成21年1月19日開催予定の統計委員会に諮ることとされた。

(5) 個人情報保護の理由により、固定資産課税台帳の活用に制約が生じていることが、農林業センサスの調査事項の一部を削除する原因の一つとなっていることから、統計委員会において、舟岡部会長から行政記録情報等の活用に関する報告を行うことで了承された。

(6) 以上をもって、産業統計部会における「2010年世界農林業センサスの計画について」の審議が終了し、舟岡部会長から委員、臨時委員、専門委員等に対する謝意が述べられ、閉会した。